

第12回安曇野市都市計画審議会 会議概要

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 審議会名 | 第12回安曇野市都市計画審議会 |
| 2 | 日 時 | 平成22年3月24日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 20 分まで |
| 3 | 会 場 | 安曇野市 豊科総合支所 第2会議室 |
| 4 | 出席者 | 内川委員、竹岡委員、宮川委員、板花委員、田中委員、勝野委員、萩原委員、矢口委員、白澤委員、藤澤委員、望月委員、矢澤久男委員、丸山委員、小林委員、青嶋委員、宮下委員、宇田委員、和沢委員 |
| 5 | 市側出席者 | 都市建設部：久保田部長、等々力課長、浅川副参事、上野係長、鎌崎係長、城取主査、遠藤主査、山田主査 |
| 6 | 公開・非公開の別 | 公開 |
| 7 | 傍聴人 | 0人 記者 2人 |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 平成22年3月31日 |

協 議 事 項 等

※ 会議の概要

1. 開 会 (等々力課長)

2. あいさつ (久保田部長・藤澤会長)

(本日の出席委員 18名で審議会成立)

(議事録署名人 竹岡委員、板花委員)

3. 審議案件

(1) 議案第1号

穂高都市計画地区計画(穂高駅西地区)の決定について(安曇野市決定)

4. 報告事項

(1) 第5回土地利用・景観計画地区別懇談会の実施状況について

(2) 都市計画マスタープラン策定状況について

(3) 本庁舎建設候補地と都市計画法関連事項について

5. 閉 会

※ 審議案件の意見概要

○今後新設する道路の費用負担は誰がするのか。また、道路の線形は計画図のとおりか。
(委員)

→該当する道路は当面農業を営んでいく区域になるが、将来開発がされる場合については、地権者の皆さんの自費により開発道路を整備していただくことになる。また、地権者の方にもご理解を頂いている。

道路線形については計画図のとおりである。区画割りについて最低敷地面積を下回らない設定になっている。(事務局)

○市道認定は区画整理事業が完成した時かまた、地区計画どおりの開発ができた時か。
(委員)

→中央の広い道路は、既に9mで完成している部分について市道認定し、将来的に11.5mの両側歩道になった際、再認定することになる。6m道路の内、2路線については完成していないため将来道路が完成すればその時に認定させて頂きたい。他の道路は既に完成しているため、市道認定をしてまいりたい。5m道路については、回転広場がないと市道認定基準に合わないため、今は耕作道である。

将来、開発の時に回転する広場がついた際には検査し、市道の基準に合えば市道認定していききたい。(事務局)

○「壁面の位置の制限」の中に「柱」の記載があるが、理由はあるのか。(委員)

→外壁は建物の側面で、玄関に柱のみの構造があるため「柱の面」も記載した。

○公園の面積に鉄塔敷は含まれているのか。(委員)

→鉄塔は、中部電力さんの敷地のため公園の敷地面積からは除かれている。図では全面着色してあるが、実際には鉄塔敷は除いた状態である。

○都市計画は10年、20年先を見越した計画のため、整備する以前に都市公園として位置付けて整備するべきであることを要望しておく。

壁面の位置の制限で、道路境界線まで1.5m以上とあるが、中央の9m道路は片側の2.5mの歩道については未整備であるため、1.5mのみの後退では、今後道路整備をする際、補償費がかさむことが考えられる。(委員)

→公園の着色については訂正する。中央の道路については、現在9mで将来は南側に2.5mの歩道が整備されるため11.5mになる。南側については歩道分の2.5m下がった所から更に1.5mの後退になるということで既に地権者の皆さんから了解をいただいている。

(事務局)

○文章は道路境界線までの距離であり解釈が出来ないと思う。道路境界予定線などと訂正する必要はないか。(委員)

→幅員11.5mを既に地区計画で担保し、そこからの後退のためこの解釈で良いと考える。(事務局)

○公園と緑地で今回地区施設から外された部分の位置付けや管理はどうなるのか。

(委員)

→所有権は市であり、管理は道路と一体的におこなっていききたい。(事務局)

○今後開発により整備する道路は地権者が整備するということだが、地権者の了解をどのように得ているのか。(委員)

→穂高駅西土地地区画整理組合の総会です承をいただいている。議事録もある。(委員)

○組合もある程度で解散するため、将来的に問題を残さないためにもしっかりとした形で残しておいた方が良いと思う。(委員)

→今後組合と協議していききたいが、地区計画という制度上、地区施設として位置を決定していることが担保になる。

◎第1号議案「穂高都市計画地区計画（穂高駅西地区）の決定」について採決

【賛成多数で第1号議案は原案どおり可決】

※ 報告案件の意見概要

(1) 第5回土地利用・景観計画地区別懇談会の実施状況について

○高さ制限について市内全域一律との意見があったようであるが、地域ごと状況が違うため地域ごとに対応すべきだと思う。(委員)

(2) 都市計画マスタープラン策定状況について

○内容が抽象的で具体的なことが見えてこない。ただ工業を発展させるという文章だけである。また農政との関係も密にしながら具体的な計画を書くことが大事なことだと思う。(委員)

→今後農政等の協議の中で進めていきたい。ただし、これから成案になっていく工業ビジョンの中にも、場所までは示されていないことから、都市計画マスタープランの中にどのように表現するか、今検討を進めているところである。(事務局)

○都市計画マスタープランの中に高規格道路が示されているが、安曇野市として位置づけるべきか検討する必要がある。(委員)

→十分県と連絡を密にしながら協議を進めていきたい。(事務局)

○高規格道路により安曇野市が通過地点となり観光が衰退する危険性がある。安曇野市のマスタープランであるため、県と協議ではなく安曇野市としてどうするのかということを考えるべきである。(委員)

○十分道路部局と協議しながら、市としての方向性を示していきたい。(事務局)

(3) 本庁舎建設候補地と都市計画法関連事項について

○国による合併の促進により安曇野市が合併したにもかかわらず、市の意思で本庁舎が建設できないのはおかしい。市として意思を強く持って主張するのが当然である。意見として申し上げる。(委員)